助成金交付申請時に必要となる<mark>証明(様式第3号</mark>)を受けるには、「<mark>税務証明交付申請書」</mark>を添えて、税務課庶務係に提出する必要があります。

様式第3号(第5条関係)		(下水道課、税務課窓口でも入手できます。) 申請者本人が窓来る場合でも、身証明書(運転免責 阿南税証第
証 明 願 阿南市公共下水道普及促進助成金の交付を受けるため、下記について証明してください。	申請者の住所、氏 名、(生年月日)を 記入してください。	一次
証明事項②: 上記申請者は、市税を滞納していない。 上記について、記載のとおりであることを証明します。 阿商税証第 号 年 月 日 阿南市長		所得証明

注)納税義務者とは、「1月1日時点における固定資産の所有者として、市の固定資産課税台帳に登録されている方」 のことです。直近の1月1日以降の売買、所有者の死亡等により、納税義務者が変わっている場合は様式第3号では 証明できませんので、別途、納税義務者が変わったことを証明できる資料(登記簿謄本等)の提出が必要となります。 ここに阿南市長の名前と証明印が押されたもの を、助成金交付申請書に添付してください。 なお、証明手数料として350円が必要です。